

# 自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第18号 平成28年9月



## 第18回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を開催 「前文」、「総則」の検討を行いました

- 第18回策定委員会プログラム**
1. 開会
  2. とりまとめ部会からの報告・提案  
～「条例素案検討資料（とりまとめ部会案）」について
  3. 素案のまとめの検討③
    - (1) 「総則」の検討
    - (2) 「前文」の検討
    - (3) 他のグループの検討内容の共有
  4. おわりに

「前文」と「総則」について検討しました  
8月17日（水）、第18回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を行いました。  
今回も前回に引き続き、とりまとめ部会から提案された「条例素案検討資料」を基に「第1章総則」について話し合いを行いました。  
また、各委員から提出された前文に盛り込みたいことばや短文を基に、盛り込む内容について話し合いました。



**古賀市自治基本条例（仮称）とは**  
住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。その内容は自治体によって様々ですが、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割、参加や共働の仕組み、行政運営のルールなどの要素からなっています。  
現在、公募市民等による「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会」が中心となって条例に盛り込む内容を検討しています。

**条例素案検討資料（とりまとめ部会案）**  
12月の答申に向け、これまでの話し合いや古賀みらいサマーミーティング等で出された多様な市民の意見をできるだけ反映しながらとりまとめ部会が作成したものです。  
これを基に、第16回～第18回（6月～8月）策定委員会で検討を行ってきました。

～自治基本条例（仮称）ができるまで～ \*進捗状況により変更になる場合もあります

平成27年												平成28年												平成29年			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
策定委員会																											
策定委員会スタート				市民対話の準備				市民対話				とりまとめ				条例素案の内容検討				条例素案のまとめ・市長への素案提出				パブコメ周知活動		議会	施行

今ここ

# 条例素案のまとめの検討③

条例素案検討資料（とりまとめ部会案）内容

## 第1章 総則

**目的**  
○まちづくりの基本的事項を定め、市民等、議会及び行政がそれぞれの役割を果たし、互いに連携し、住んで良かったといえるまちの実現を図る。

策定委員会で  
出た意見

**定義**  
○この条例において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。  
(1)まちづくり (2)市民等 (3)行政 (4)自治会 (5)校区コミュニティ  
(6)市民活動団体 (7)地域コミュニティ (8)市民参加 (9)共働  
(10)コミュニティ活動 ※紙面の都合により、各用語の定義は省略

「事業者」の  
定義が必要で  
はないか

「市民活動団  
体」の定義を  
もう少し整理  
する必要がある  
ね

**まちづくりの基本理念**  
○市民等、議会及び行政は、次に掲げる基本理念によりまちづくりを推進する。  
(1)互いに連携し、古賀市民憲章に基づくまちづくりに取り組む。  
(2)先人が築いてきた地域の歴史、文化、知恵を大切にし、次世代に引き継ぐとともに、共に支えあう地域社会の形成に取り組む。  
(3)市民等、議会及び行政は、互いに自主性及び自律性を尊重しながらそれぞれの責任と役割を果たし、まちづくりに取り組む。

「市民等」の  
定義は、策定委  
員会では次の  
ように整理し  
ました。

**まちづくりの基本原則**  
○本市は、次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とする。  
(1) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を共有すること  
(2) 市民参加の原則 市民参加により行政運営が行われること  
(3) 共働の原則 共働してまちづくりに当たること

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に通勤又は通学する者
- ・自治会
- ・校区コミュニティ
- ・市民活動団体
- ・事業者

**条例の位置づけ**  
○この条例は、本市のまちづくりの基本的事項を定めるものであり、他の条例、規則、計画等は、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図る。

### ○「前文」の検討

全体構成案を基に、盛り込みたい言葉や内容について話し合いました。第19回策定委員会において前文案を策定します。



※この条例素案検討資料は現時点での案であり、今後の検討内容を踏まえ、変更することがあります。

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報／お問い合わせ先】

○インターネットでは、古賀市ホームページ「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のアイコンをクリックするか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。

○お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係  
・電話：092-942-1165 ・Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp

